

発表論題(和文) 原発の会計問題
ー再生可能エネルギー普及のための一試案ー

発表者氏名・所属(和文) 村井 秀樹 ・ 日本大学商学部

発表論題(英文) Accounting for nuclear power generation
-toward to familiarization of renewable energy power -

発表者氏名・所属(英文) Hideki Murai College of Commerce, Nihon University

キーワード(4語) 核燃料サイクル、高レベル放射性廃棄物、
引当金・準備金、再生可能エネルギー

発表要旨本文

I. 破綻している核燃料サイクルー福島原発事故から学ぶことー

- ① 原発は、国のエネルギー政策の中核としての推進されてきた。原発を推進することで、エネルギーの安定供給、温暖化対策や原子力技術の海外輸出等による産業育成にもつながっている。しかし、夢の高速増殖炉である「もんじゅ」が稼働停止しており、しかもその商業ベースでの運転は2050年からである。この現実を踏まえれば、核燃料サイクルがすでに破綻しているのである。この結果、核分裂によって生じるプルトニウムが大量に余っている。そこで、プルサーマル計画(MOX燃料)を実施しているが、ウラン消費量はわずかに1割程度減るだけである。さらに、再処理した最終的な原発の「ゴミ」である高レベル放射性廃棄物の最終処分場が自治体の反対にあって確保されていない。
- ② 国は、原発を推進するにあたり、様々な施策を実施してきた。原発が万が一事故になった場合を想定して、その補償額に関して取り決めた法律がある。アメリカでは、1957年 Price-Anderson Nuclear Industries Indemnity Act が成立し、日本では1961年に原子力損害賠償法(50億円の責任、それ以上の損失は国が賠償)が成立した。日本のこの賠償法は10年ごとに改正され、2009年では、1,200億円が電力会社の上限負担額となっている。しかも、予期しえない巨大な天災にはすべて免責となる条項がある。これと原子炉立地審査指針(原子炉に近い地域は非居住区域、その周りは低人口地帯であること、しかも人口密集地から離れておくこと)があり、原発は実際の電力を消費する大都市から離れた場所に建設せざるを得ないようになっている。
- ③ 電力会社の経営は、地域独占であり、垂直統合(発電、送電、売電)を有している特殊な経営形態である。しかも、原発を建設するためには、原発の地域住民を説得しなければならない。そのためにできた法律が、電源三法(電源開発促進税法、特別会計に関する法律(旧 電源開発促進対策特別会計法)、発電用施設周辺地域整備法)である。自治体は過疎対策として原発を誘致する。しかし、一旦誘致すれば、自治体は電源三法交付金に頼らざるを得ない財政状態になる。

II. 発電コストと会計問題

- ① 原発の発電コストは他の発電コストを比較して安いと言われているが、これは正確なバックエンドコストを算入していないからである。現在の発電コストの計算は総括原価方式(原価+利潤)であるが、この方式では電力会社の経営努力が反映されない。例えば、電力会社による太陽光発電の買電は、太陽光発電を設置していない消費者に「太陽光発電促進付加金」として月々負担させている。本来であれば、高レベル放射性廃棄物のコストのみならず、万が一事故が起こった際の様々なリスクのコスト(農業被害、人体被害、広義に環境被害コストの計算)を含めたトータルコストを原発の発電コストに算入すべきである。これは、サステナブル経営を構築する上でも重要である。

- ② 租税特別措置法上の準備金として、1) 使用済核燃料再処理準備金（通達により、再処理の結果生じた使用済燃料残高の潜在的価値を差し引いた残りの費用である。各電力会社の使用済み核燃料をまとめて処理するための準備金に対応する資金を、原子力発電環境整備機構（NUMO）に積み立てる。）、2) 原子力施設解体準備金；（解体予想費用の90%）×（b÷a）（a;その期間の発電量、b;その施設から予定期間内に発生すると予測される総電力量）、3) 保険会社等の異常危険準備金（当該期間に保険会社が受領した原子力保険料の金額の50%。これは保険会社の純利益を著しく減少させるのに役立つ）がある。また、引当金として「使用済燃料再処理等引当金」（「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律」と「電気事業会計規則による引当金による引当金制度」による）と、「原子力発電施設解体引当金」（「電気事業法による原子力発電施設解体引当金に関する省令」による）等がある。
- ③ さらに、高レベル放射性廃棄物の会計処理に関して、1) 原子力発電環境整備機構（NUMO）の考え方、2) 電事連の考え方、3) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会の3つの会計処理の考え方があり、その会計処理の妥当性を検討する。いずれも、これらの会計処理は会計理論から導いて作られたものではなく、「原発推進のための会計処理」である。また、この場合、環境債務ならびに資産除去債務の会計処理の再検討を行うことが不可欠である。

Ⅲ. 再生可能エネルギーへの移行・普及をめざして

- ① 一試案として、原発の「やめられない、止まらないサイクル」を一旦停止する。原子力部門を国の管轄にしても良いが、新規建設やリプレース、耐用年数の延長を認めず、現在運転中の原発の耐用年数が過ぎれば、順次廃炉にすることを条件に国に移管する。そうでなければ、国がまた原発行政を押し進めようとする危険性がある。
- ② 再生可能エネルギーである、太陽光発電、風力発電、地熱発電の設置補助金を厚くすべきである。この実現のために、インフラとして新たに原発会計基準を再構築する必要がある。

【主要参考文献】

拙稿 “Allowance and Reserve System —with a reference to nuclear power generation—”
『会計学研究』（日本大学商学部会計学研究所） 第24号 2010年3月

【発表者プロフィール】

村井 秀樹（むらい ひでき）

- 〔現職〕 日本大学商学部教授、環境経営学会環境負債研究委員会委員
ポーランド・ウッジ大学招聘教授、カナダ・ウォータールー大学客員研究員
- 〔学歴〕 日本大学大学院商学研究科博士前期課程修了
東京大学新領域創成科学研究科博士後期課程単位取得退学
- 〔専門分野〕 環境会計論、財務会計論
- 〔研究分野〕 GHGに関する排出権取引、エネルギーの経営・会計問題について研究
- 〔歴任委員〕 環境省 国内排出量取引制度検討委員会 委員
経済産業省 グリーンエネルギー認証運営委員会 委員
(社)海外環境協力センター カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) アドバイザー